

## 第2回 地方税の偏在是正に関する勉強会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年8月16日（金）午後3時00分から午後4時45分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目18-1  
兵庫県立ひょうご女性交流館 501 会議室

### 2 出席した委員の氏名

上村 敏之（座長）、足立 泰美、濱田 洋、古田 美保

### 3 職務のために出席した者の職及び氏名

財務部長 稲木 宏光、財務部次長 中之藪善明、  
税務課長 木下 元 他税務課職員

### 4 会議の目的である事項

- (1) 地方法人課税税収額における偏在性の比較について
- (2) 分割基準に係る事例等について
- (3) 事務所・事業所に係る事例等について
- (4) 次回に向けた検討について

### 5 議事の要旨

#### (1) 地方法人課税税収額における偏在性の比較について

偏在性を議論する指標として従業者数が重要であることを確認し、「人口一人当たり」による比較に加え、「従業者数一人当たり」による比較についても見ていくこととなった。

#### (2) 分割基準に係る事例等について

事務局から、分割基準の改正経緯と見直しを検討すべき業種として、①EC化（物品販売系）、②フランチャイズ、③分社化・地域子会社化、④オートメーション化の事例について報告があった。

委員から寄せられた主な意見等は以下のとおり。

- 企業の事業活動の変化を踏まえると、現行の分割基準では応益性に対する課税としての限界がきているということが当勉強会における共通認識であると思われる。
- 分割基準の創設経緯を見ると、「従業者の数」が事務所又は事業所の活動量をよく表しているとあり、「活動量」を持って分割するというのが基本的な考え方であったと思われる。
- 実態として、法人事業税の課税対象である所得と法人の活動量は必ずしも相関関係

が強いわけではない。

- 法人への課税においては、法人の活動量を踏まえた課税も大切であるが、法人の納税コストへの配慮も必要である。
- 電子商取引（EC）であれば、経営管理の中で地域別の売上を把握しているはずであり、それを踏まえた分割基準にしても、法人の納税コストの負担にはつながらないのではないか。
- 国への提言においては、正しい是正方策を示すことよりも、問題提起を行っていくことが重要である。

### (3) 事務所・事業所に係る事例等について

事務局から、現行の分割基準の定義では対応できないような業種として、①特定目的会社、②太陽光発電・風力発電、③EC化（デジタル系）の事例について報告があった。

委員から寄せられた主な意見等は以下のとおり。

- 特定目的会社については、配当を損金算入できることから、所得に基づく課税は難しいが、事業活動をしていることに着目して、現状では課税できないという問題意識を打ち出すべきではないか。
- 明確に行政サービスを受けているであろう業態から国に問題提起していくという考え方については理解できるが、その説明の仕方としては、他の制度との一貫性を踏まえたやり方であるべき。
- 事業税が応益課税であるというのであれば、規模が小さくても対象とすべきであり、捕捉が困難なものについては、そのことを課題として打ち出すべき。

### (4) 次回に向けた検討について

今回は、偏在是正に関するこれまでの論点を整理することに加え、今後の国の予算編成等に対する提案に、これまでの議論を踏まえた事務局案を提出することとなった。

## 6 その他

第3回勉強会を令和6年10月10日（木）午後3時から開催することとした。